

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例（平成27年6月16日京都市条例第7号）（教育委員会事務局体育健康教育室）

- 1 京都市宝が池公園運動施設の少年スポーツ広場及びこども体育館においては、小学校就学前の子どもを含む団体に対して使用を許可する運用を行ってきたところ、当該運用について条例に定めることにより市民にとってより分かりやすい運用を実現するとともに、使用率の向上を図るため、次のとおり使用資格を拡大することとしました。

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 本市の区域内の小学校(小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)及び中学校(中等教育学校の前期課程及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 本市の区域内において、小学校の児童又は中学校の生徒を対象とするスポーツ活動を行う団体であって、教育委員会が適当と認めるもの</p>	<p>(1) 本市の区域内に存する幼稚園(幼稚園に相当する各種学校を含む。), 小学校(特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)及び中学校(中等教育学校の前期課程, 特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。)</p> <p>(2) 本市の区域内に存する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設</p> <p>(3) 本市の区域内において子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育(同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。)の事業を行う事業所</p> <p>(4) 本市の区域内において使用しようとする日の属する年度の初日において3歳以上6歳未満の者, 小学校の児童又は中学校の生徒を対象とするス</p>

(3) 前2号に掲げるもののほか,教育委員会が適当と認める団体	ポーツ活動を行う団体であつて,教育委員会が適当と認めるもの (5) 前各号に掲げるもののほか,教育委員会が適当と認める団体
---------------------------------	--

2 次のとおりこども体育館の使用料について定めるとともに, 其他必要な事項を定めることとしました。

(1) 使用料の額

区 分	使 用 料	
	午 前	午 後
日 曜 日 等	6, 200 円	7, 000 円
そ の 他 の 日	5, 000	5, 600

備考1 「午前」とは午前9時から午後1時までを, 「午後」とは午後1時30分から午後6時までをいいます。

2 「日曜日等」とは, 日曜日, 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。

(2) 使用料の不徴収

上記1の表の改正後の欄中(1)から(4)までに該当するものは, 使用料を不徴収とします。

この条例は, 公布の日から施行することとしました。ただし, 2に係る改正は, 平成27年10月1日から施行することとしました。

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年6月16日

京都市長 門川 大作

京都市条例第7号

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例

京都市宝が池公園運動施設条例の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第16条」に、「第13条・第14条」を「第17条・第18条」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 本市の区域内に存する幼稚園（幼稚園に相当する各種学校を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）

第11条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「おいて」の右に「使用しようとする日の属する年度の初日において3歳以上6歳未満の者」を加え、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 本市の区域内に存する児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設並びに同法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設
 - (3) 本市の区域内において子ども・子育て支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育（同法第7条第8項に規定する居宅訪問型保育を除く。）の事業を行う事業所
- 第14条を第18条とし、第13条を第17条とする。

第3章中第12条の次に次の4条を加える。

(使用料)

第13条 こども体育館の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表第6に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1号から第4号までのいずれかに該当するものについては、使用料を徴収しない。

3 第1項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第16条 使用者は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

別表第5中「午後7時」を「午後6時」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第6 (第13条関係)

区 分	使 用 料	
	午 前	午 後
日 曜 日 等	円 6, 2 0 0	円 7, 0 0 0
そ の 他 の 日	5, 0 0 0	5, 6 0 0

備考 「午前」とは午前9時から午後1時までを、「午後」とは午後1時30分から午後6時までをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第14条を第18条とし、第13条を第17条とする改正規定、第3章中第12条の次に4条を加える改正規定及び別表第5の次に1表を加える改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、前項ただし書に規定する規定の施行前においても行うことができる。

(教育委員会事務局体育健康教育室)